附則第十六条第一項中「一人は、平成二十八年三月三十一日まで」を「二十六人は、平成二十九年三月三十一日まで」に改め、同条第二項中「二十五人は、平成二十九年三月三十一日まで」を「一人は、平成三十三年三月三十一日まで」に改める。

別表第一中

阿賀野川水系に属する河川の流域のうち、福島県内の区域（吾妻山及び安達太良山にあっては、上欄第二号及び第四号に掲げるものを除く。）	信濃川水系に属する河川の流域のうち、長野県内の区域（浅間山にあっては、上欄第二号及び第四号に掲げるものを除く。）

を

阿賀野川水系に属する河川の流域のうち、福島県内の区域（吾妻山及び安達太良山にあっては、上欄第二号及び第四号に掲げるものを除く。）	信濃川水系に属する河川の流域のうち、長野県内の区域（浅間山にあっては、上欄第二号及び第四号、草津白根山にあっては、上欄第二号ロに掲げるものを除く。）

に、

富士山のうち、山梨県内の区域（上欄第二号ロに掲げるものに限る。）	富士山のうち、山梨県内の区域（上欄第二号に掲げるものに限る。）

を

一般国道二十五号のうち、三重県境から奈良市針町二百四十五番一までの区間	一般国道二十五号のうち、三重県境から伊賀市治田字三番までの区間
一般国道四十一号のうち、富山市東猪谷字杉山割八番二から同市東猪谷字杉山割八番四までの区間	一般国道四十二号のうち、三重県境から三重県南牟婁郡紀宝町成川字渡シノ八百十九番六までの区間

に、

一般国道百四十八号のうち、長野県北安曇郡小谷村大字北小谷字穴千七百九十八番一から同村大字谷字つきだし千八百五十五番十までの区間	一般国道二百八十九号のうち、三重県南牟婁郡紀宝町大字叶津字木ノ根山国有林山口事業区百二十六林班ロ小班から同町大字叶津字木ノ根山国有林山口事業区百二十六林班イ小班までの区間

を

一般国道二百八十九号のうち、福島県南会津郡只見町大字叶津字木ノ根山国有林山口事業区百二十六林班ロ小班から同町大字叶津字木ノ根山国有林山口事業区百二十六林班イ小班までの区間	野平県北小三ま 福島 根班ノ根 小山ロ イ

に改める。

別表第五東北地方整備局の項中「岩木山」を「八甲田山、岩木山及び十和田」に、

八幡平山系（岩手県内）及び栗駒山系（岩手県内）	砂防工事
名取川（釜房ダム管理所の管轄区域を除く。）及び阿武隈川下流（宮城県境から下流）のうち、七ヶ宿ダム管理所の管轄区域を除く区間	改良工事、維持、修繕その他の管理、洪水予報及び水防警報
蔵王山	砂防工事に関する調査（火山噴火対策に資するものに限る。）

を

八幡平山系（岩手県内）及び栗駒山系（岩手県内）（栗駒山を除く。）	砂防工事
名取川（釜房ダム管理所の管轄区域を除く。）及び阿武隈川下流（宮城県境から下流）のうち、七ヶ宿ダム管理所の管轄区域を除く区間	改良工事、維持、修繕その他の管理、洪水予報及び水防警報
蔵王山	砂防工事に関する調査（火山噴火対策に資するものに限る。）

に、

栗駒山系（宮城県内）	砂防工事
最上川下流（左岸山形県最上郡戸沢村大字古口字土湯千五百三番三地先から下流）及び赤川（月山ダム管理所の管轄区域を除く。）	改良工事、維持、修繕その他の管理、洪水予報及び水防警報

を

栗駒山系（宮城県内）（栗駒山を除く。）	砂防工事
最上川下流（左岸山形県最上郡戸沢村大字古口字土湯千五百三番三地先から下流）及び赤川（月山ダム管理所の管轄区域を除く。）	改良工事、維持、修繕その他の管理、洪水予報及び水防警報

に、

最上川中流	改良工事、維持、修繕その他の管理、洪水予報及び水防警報	地すべり防止区域
最上川流域及び赤川流域（蔵王山を除く。）及び赤川流域（蔵王山（最上川流域に限る。）	砂防工事（火山噴火対策に資するものに限る。）	砂防調査
鳥海山		
最上川流域及び赤川流域		

を

最上川中流	改良工事、維持、修繕その他の管理、洪水予報及び水防警報	地すべり防止区域
最上川流域及び赤川流域（蔵王山を除く。）及び赤川流域（蔵王山（最上川流域に限る。）	砂防工事（火山噴火対策に資するものに限る。）	砂防調査
鳥海山		
最上川流域及び赤川流域		

に改める。